

社会福祉法人 広島和光園 行動計画

(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

男女問わず、全ての職員がそれぞれの能力を十分に発揮して活躍でき、仕事と家庭生活をバランスよく充実させることができる職場環境を整備するため、次のような行動計画を策定する。

1 計画期間 令和5(2023)年4月1日 ～ 令和10(2028)年3月31日

2 目 標

目標：年次有給休暇の取得日数を平均一人当たり10日以上とする

【対策】

- ・令和5年4月 ～ 職員への周知
- ・令和6年度末までに、平均一人当たり年次休暇日数を9日以上を目指す
- ・令和7年4月 ～ 年次有給休暇取得についての把握・見直し、各部署において年次有給休暇取得計画を策定
- ・令和10年度末までに、平均一人当たり年次休暇取得日数10日以上を目指す

目標：全職員の国家資格、民間資格、公的資格取得を80%以上にする

【対策】

- ・令和5年4月 ～ 取得資格の精査
- ・令和5年度中 ～ 新人から管理職層までのそれぞれのステージに応じたキャリア意識醸成のための研修への参加励行